(様式1-1) 固定資産税納税義務者申告書

								令和	年	月	日
久	米	島	町	長	殿						
						(- 	<i>1</i> . → <i>r</i>				
						(申告者)	· 任所				
							氏名				(EII)
							(被相続人との網	持柄)		
							(電話)

固定資産税について、次のとおり地方税法第343条第2項の規定による納税義務者の変更が ありました。

被相続人	住所		氏名		
	住 所	ふりがな 氏 名		被相続人との続柄	生年月日
			(EI)		
遺産の分割がされ			(FI)		
ていない場合の共			ED)		
同相続人			(EII)		
			ED)		
			ŒD.		
			ED)		
			ED)		
			ŒD.		
変更の理由	1 相 続	2 遺 贈			
相続開始の 年月日	年	月 日			

遺産分割協議が行われていない場合

(様式1-1) 固定資産税納税義務者申告書(記入例)

									令和	年	月	日
久 米	島	町	長	殿							_	
						(由生孝)	公司	油畑旧自	. 足 那 九 少 自	ᅨᆎᄼᆉᆘᅧ	3007) 来
	T ₄		 チンか :	 る人の氏	1	(申告者)	任 <u>月</u> 五 名	伊楓宗岳 久米島	,尻郡久米島 一郎	可叫 十儿务	f Z O / (印即
			記入。				(被相約	売人との続)		
					J		(電話	098	-985-	-7121		

固定資産税について、次のとおり地方税法第343条第2項の規定による納税義務者の変更が ありました。

被相続人	住所 久米島町字比嘉2	870番地	氏名 久米島 太郎					
	住所	ふりがな 氏 名		被相続人 との続柄	生年月日			
	久米島町字比嘉2870番地	久米島 花子		妻	昭和10年12月83日			
	久米島町字比嘉2870番地	久米島 一郎	(FI)	長男	昭和32年5月2日			
遺産の分害 がされてい	A B AND IN COMPANY	久米島 次郎	(FI)	次男	昭和35年1月28日			
ない場合の 共同相続人	八重瀬町安里〇〇番地	久米島 花枝	(FI)	長女	昭和37年6月8日			
	浦添市安波茶〇一〇一〇	久米島 三郎	(FI)	三男	昭和40年8月27日			
相続								
生年	月日を記入する。							
		①遺言によって他人(法定相続人であるかないかを問わない)に						
		自分の財産を与えること。						
		②遺贈は、必ず遺言によってなされるということです。						
		③遺贈は、契約ではなく無償の単独行為です。						
		④遺贈に代襲制度はない。(994条)受遺者が遺贈者より先に亡くなっていた場合は無効になります。						
		, 5 - C - 10 m H 15 m		S / 0				
変更の理由	1 相 続	2 遺 贈						
相続開始の 年月日	年	月 日(被相続人	の亡くな	られた日)			